

○茨城県立医療大学入学者選考規程

平成7年11月15日

医療大訓第36号

改正 平成27年3月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号。以下「学則」という。）第23条から第25条の規程に基づき、入学者の選考について必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 看護学科，理学療法学科，作業療法学科，放射線技術科学科の出願資格のある者は、別に定める。

(志願手続)

第3条 本学の入学を希望する者は、次の書類に茨城県立医療大学授業料等徴収条例（平成6年茨城県条例第51号。以下「条例」という。）第2条第1項に定める入学検定料を添えて、学長の指定した期間内に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 調査書（出身学校長が作成したもの）
- (3) その他学長が必要と認めた書類

(受験票)

第4条 学長は、前条の手続きを行った者に対して受験票を交付する。

- 2 入学志願者は、学力検査のときは受験票を携行し、提示しなければならない。

(選抜方法)

第5条 入学者の選抜は、学力検査の成績、人物考査及び調査書の内容等により行う。

- 2 学力検査の実施科目は、教授会の意見を聴いて学長が定める。

(特別選抜)

第6条 学長は、必要があると認める場合、教授会の意見を聴いて定員の一部について前条の規定と異なる選抜方法により選抜することができる。

(合格者の決定)

第7条 学長は、茨城県立医療大学入学試験委員会規程（平成7年医療大訓第9号）により、入学試験委員長から提出された判定資料に基づき、教授会の意見を聴いて合格者を決定する。

(合格者の発表)

第8条 合格者の発表は、所定の場所に掲示することにより行う。

(合格通知書の交付等)

第9条 学長は、合格者に対して合格通知書を交付する。

(入学手続及び入学許可)

第 10 条 学長は、合格者に対し入学手続きに必要な書類を交付する。

2 合格者は、次の書類に条例第 2 条第 1 項に定める入学料を添えて、学長の指定した期間内に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 住民票記載事項証明書（県内の者のみ）
- (3) 学則第 22 条に定める入学資格を証明する書類
- (4) 保証書
- (5) その他学長が必要と認めた書類

3 学長は、前項の手続きを完了した者に対して入学許可証を交付する。

（追加合格者）

第 11 条 学長は、募集定員に欠員が生じたときは、教授会の意見を聴いて追加合格者を決定することができる。

2 前項により追加合格者を決定したときは、学長は、追加合格者に合格通知書を交付する。

3 追加合格者の入学手続きは、合格者の例による。

（入学許可の取消）

第 12 条 不正の行為によって入学した者については、学長は、教授会の意見を聴いて入学許可を取り消すものとする。

（実施細目）

第 13 条 本規程の実施細目は、毎年度、学生募集要項として別に定める。

付則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。